別紙２

○総務省告示第七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

令和八年総務省告示第七十一号（二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針）に係る特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年とする。